

千葉県告示第16号

千葉県蘇我球技場条例（平成16年千葉県条例第35号）第12条第4項の規定により千葉県蘇我球技場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第12条第5項の規定により告示します。

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）第32条第3項の規定により有料公園施設等の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第32条第6項の規定により告示します。

令和2年1月9日

千葉市長 熊谷俊人

施設の名称	指定管理者	指定期間
千葉県蘇我スポーツ公園	SSP UNITED 代表者 千葉県美浜区高浜4丁目12番2号 株式会社千葉マリスタジアム 代表取締役社長 中村 満 構成員 千葉市中央区川崎町1番地38 ジェフユナイテッド株式会社 代表取締役 前田 英之 構成員 東京都中央区入船3丁目6番3号 日本メックス株式会社 代表取締役 今泉 正義 構成員 東京都中野区東中野3丁目20番10号 日本体育施設株式会社 代表取締役 奥 裕之	令和2年4月1日 日から 令和7年3月31日 日まで